

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、令和5年9月5日（火）の早朝に自宅で飲酒をした後、出勤のために自家用車を運転していたところ、酒気帯び運転で検挙されました。なお、当日の自家用車での出勤について、許可を得てはいませんでした。

2 経過

令和5年9月5日	酒気帯び運転で検挙される。
令和6年5月22日	運転免許取消（2年間）の行政処分を受ける。
令和6年6月20日	罰金50万円の略式命令が出される。

3 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
金沢区	事務職員	50代	停職 8箇月

※本処分については、令和6年11月15日付横浜市報に登載予定です。

（参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

職員が、左の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

4 管理監督者処分

次の2名を管理監督者処分としました。

- ・部長級1名 課長級1名 所属長口頭嚴重注意

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-4005